

板橋区耐震化アドバイザー派遣事業実施要領

平成22年6月23日
都市整備部長決定
最終改正 令和7年3月27日

(目的)

第1条 この要領は、板橋区耐震化アドバイザー派遣事業実施要綱(平成22年5月28日区長決定。以下「要綱」という。)に基づく耐震化アドバイザー(以下「アドバイザー」という。)派遣事業の円滑な運営を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領における用語の定義は、この要領に定めのない限り、要綱による用語の定義によるものとする。

(アドバイザー)

第3条 要綱第2条第1号に定める「建築物の耐震化技術等に精通している者」とは、建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「法」という。)(平成7年法律第123号)第32条に基づき指定を受けた財団法人日本建築防災協会の「既存建築物耐震診断、耐震改修設計を業とする建築士事務所」に登録されている者及び法第4条第2項第3号に基づく「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年12月25日国土交通省告示第184号)」三の別添の指針による方法で建築物の耐震診断を実施した実績がある者とする。

2 要綱第2条第1号に定める「マンションの管理組合の合意形成に関する専門家」とは、マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)第2条第5号に定めるマンション管理士をいう。

(派遣対象建築物の確認)

第4条 要綱4条第1項第1号の要件は、建築確認済証又は建築確認台帳記載事項証明書等により確認し、第2号の要件は、登記簿謄本等により確認する。

(代表者の確認)

第5条 要綱第5条の代表者は、次の各号に定める書類により確認する。

- (1) 区分所有建築物にあつては、管理組合の総会または理事会の議事録等
- (2) 共有建築物にあつては、共有者が合意したことがわかる書類

2 前項の書類は、要綱第8条の申請時に提出するものとする。

(アドバイザーの選任)

第6条 要綱第2条第1号に定めるマンションの管理組合の合意形成に関する専門家をアドバイザーとして選任した場合は、協力技術者届を区長に提出し、承認を受けなければならない。

2 要綱第10条第2項の選任届は、要綱第9条第1項の派遣業務の依頼を受けた日から、原則3日以内に行うものとする。

(派遣人数)

第7条 アドバイザーの派遣人数は、一申請に対して、木造住宅は1人、非木造建築物は2人までとする。

(業務報告)

第8条 要綱第12条第2項の報告は、要綱第3条第1項第1号の助言を実施した日から、原則7

日以内に行うものとする。

- 2 要綱第12条第3項の報告は、要綱第3条第1項第1号の助言を実施した日から、原則14日以内に行うものとする。

(様式)

第9条 要綱及び要領による様式は、別表のとおりとする。

付 則 (平成22年6月23日制定)

- 1 この要領は、平成22年7月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成28年3月31日限りで効力を失う。

付 則 (平成27年4月1日改正)

- 1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成28年3月31日限りで効力を失う。

付 則 (平成28年4月1日改正)

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成31年3月31日限りで効力を失う。

付 則 (平成31年4月1日改正)

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成32年3月31日限りで効力を失う。

付 則 (令和2年4月1日改正)

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

付 則 (令和3年4月1日改正)

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

付 則 (令和6年4月1日改正)

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 適用期間は要綱に準ずるものとする。

付 則 (令和7年3月27日改正)

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 適用期間は要綱に準ずるものとする。

別表(第9条関係)

様式及び添付書類

様式 番号	名 称	要 綱 条 文	添 付 書 類
1	耐震化アドバイザー派遣申請書	第8条	要綱第5条の代表者確認書類
2	耐震化アドバイザー派遣業務・選任依頼書	第9条	
3	耐震化アドバイザー派遣不承認決定通知	第9条第2項	
4	耐震化アドバイザー選任届	第10条第2項	
5	耐震化アドバイザー派遣承認決定通知書	第11条	
6	耐震化アドバイザー派遣業務完了報告書	第12条第3項	議事録
7	耐震化アドバイザー派遣辞退届	第13条	
8	耐震化アドバイザー派遣承認決定取消通知書	第14条第2項	
9	耐震化アドバイザー派遣業務取消通知書	第15条第2項	
10	協力技術者届	要領第6条	

第1号様式

年 月 日

(宛先) 板橋区長

(申請者)

住所

氏名

電話 ()

[※法人の場合は法人の所在地、名称、代表者の氏名]

耐震化アドバイザー派遣申請書

下記のとおり、板橋区耐震化アドバイザー派遣事業実施要綱第8条の規定に基づき、耐震化アドバイザーの派遣を申請します。

記

該当する箇所記入又は○をしてください。

フリガナ		所在地		所有形態
建物名称 (マンション等の名称)		板橋区 (住居表示 丁目 番号)		個人 区分所有 法人
相談内容	<ul style="list-style-type: none"> 耐震診断及び耐震改修の必要性や改修に至るまでの取組み 分譲マンションにおける区分所有者間の耐震に関する合意形成 その他 () 			
派遣希望日	第1希望日	年 月 日	時 分 頃	
	第2希望日	年 月 日	時 分 頃	
	第3希望日	年 月 日	時 分 頃	
予定相談者数	名程度	今回を含む利用回数	回目 / 5回	
予定会場 (集会室等)				
構造種別	木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・その他 ()			
竣工年月日	年 月 頃竣工	用途		
マンション戸数	住宅 戸	店舗等	室	その他 室
連絡者	フリガナ			
	氏名			
	住所 (所在地)	〒 ー	電話番号	
			FAX番号	
※アドバイザー派遣の日時などの連絡に際して、申請者と異なる場合にご記入ください。				

※区分所有建築物、共有建築物にあつては、合意された代表者であることがわかる書類を添付すること。

第2号様式

板 第 号
年 月 日

様

板橋区長

耐震化アドバイザー派遣業務・選任依頼書

板橋区耐震化アドバイザー派遣事業実施要綱に基づく業務の実施及び耐震化アドバイザーの選任について、同要綱第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり依頼します。

記

1 対象とする建築物

(1) 名 称 _____

(2) 所在地 板橋区 (住居表示 丁目 番 号)

2 指導・助言依頼の内容

3 選任人数

4 派遣希望日

第1希望日	年	月	日	時	分	頃
第2希望日	年	月	日	時	分	頃
第3希望日	年	月	日	時	分	頃

板 第 号
年 月 日

様

板橋区長

耐震化アドバイザー派遣不承認決定通知

年 月 日付けで申請のあった耐震化アドバイザー派遣について、板橋区耐震化アドバイザー派遣事業実施要綱第9条第2項に基づき、下記のとおり派遣しないことを決定したので通知します。

記

1 対象とする建築物

(1) 名 称 _____

(2) 所在地 板橋区 _____ (住居表示 丁目 番 号)

2 不承認決定の理由

年 月 日

(宛先) 板橋区長

(受託者)

住 所

氏 名

電 話 ()

[※法人の場合は法人の所在地、名称、代表者の氏名]

耐震化アドバイザー選任届

年 月 日付け 板 第 号 をもって業務・選任依頼を受けた耐震化アドバイザー派遣業務について、板橋区耐震化アドバイザー派遣事業実施要綱第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり耐震化アドバイザーを選任したので届け出ます。

1 対象とする建築物

(1) 名 称 _____

(2) 所在地 板橋区 (住居表示 丁目 番 号)

2 選任した耐震化アドバイザー

○アドバイザー 1

住所

氏名

電話

○アドバイザー 2

住所

氏名

電話

3 派遣日時

年 月 日 時 分 頃

※選任した耐震化アドバイザーについて、資格を有することを証明する書類の写しを添付すること。

板 第 号
年 月 日

様

板橋区長

耐震化アドバイザー派遣承認決定通知書

年 月 日付けで申請のあった耐震化アドバイザー派遣について、板橋区耐震化アドバイザー派遣事業実施要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり派遣を承認決定したので通知します。

記

1 対象とする建築物

(1) 名 称 _____

(2) 所在地 板橋区 (住居表示 丁目 番 号)

2 派遣日時

年 月 日 時 分 頃

3 耐震化アドバイザー

○アドバイザー 1

住所

氏名

電話

○アドバイザー 2

住所

氏名

電話

(宛先) 板 橋 区 長

(受託者)

住 所

氏 名

電 話 ()

[※法人の場合は法人の所在地、名称、代表者の氏名]

耐震化アドバイザー派遣業務完了報告書

年 月 日付け 板 第 号 をもって業務の実施依頼を受けた建築物の耐震化アドバイザー派遣が完了しましたので、板橋区耐震化アドバイザー派遣事業実施要綱第12条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

相談日	年 月 日	時間	: ~ :
会場		参加人数	名
派遣者名	アドバイザー1		
	アドバイザー2		
相談者	氏名		
	住所	板橋区 (住居表示 丁目 番号)	
建築物	建物名称		
	構造種別	木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・その他() (該当するものに○)	
	規 模	地上 階 ・ 地下 階 ・ 搭屋 階	
	建物の面積	建築面積 m ²	延べ面積 m ²
	設計図書	有 ・ 無	
次回派遣意向	有 ・ 無		
相談内容	※詳細の相談内容は、裏面のとおり		
添付資料	1 配布資料リスト 2 配布資料 (パンフレット以外) 3 その他 ()		
※区確認欄			

年 月 日

(宛先) 板橋区長

(申請者)

住 所

氏 名

電 話 ()

[※法人の場合は法人の所在地、名称、代表者の氏名]

耐震化アドバイザー派遣辞退届

年 月 日付け 板 第 号 をもって耐震化アドバイザーの派遣の承認決定を受けた建築物について、板橋区耐震化アドバイザー派遣事業実施要綱第13条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 対象とする建築物

(1) 名 称 _____

(2) 所在地 板橋区 (住居表示 丁目 番 号)

2 届出の理由

3 その他

板 第 号
年 月 日

様

板橋区長

耐震化アドバイザー派遣承認決定取消通知書

年 月 日付け 板 第 号 をもって耐震化アドバイザーの派遣の決定をした下記建築物について、板橋区耐震化アドバイザー派遣事業実施要綱第14条第2項の規定に基づき、下記のとおり承認決定を取り消したので通知します。

記

1 取消対象の建築物

(1) 名 称 _____

(2) 所在地 板橋区 (住居表示 丁目 番 号)

2 取消の理由

板 第 号
年 月 日

様

板橋区長

耐震化アドバイザー派遣業務取消通知書

年 月 日付け 板 第 号 をもって業務依頼をした耐震化
アドバイザー派遣業務について、板橋区耐震化アドバイザー派遣事業実施要綱第14条の
規定により派遣の決定を取り消したので、同要綱第15条第2項の規定に基づき、下記の
とおり業務の取り消しを通知します。

記

1 取消対象の建築物

(1) 名 称 _____

(2) 所在地 板橋区 (住居表示 丁目 番 号)

2 取消の理由

板橋区長 様

(受託者)

住 所

氏 名

電 話 ()

[※法人の場合は法人の所在地、名称、代表者の氏名]

協 力 技 術 者 届

下記の委託業務について、技術者及び協力会社を定めたので経歴書添付の上お届けします。

1 委託件名 _____

2 協力技術者

①会社名

②所在地

③電話

④担当者